

## 民法 Chapter 34

Date

/

Date

/

Date

/



請負に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときであっても、仕事が完成していない以上、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することはできない。
- 2 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。
- 3 仕事の目的物の種類、品質に関する契約不適合が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた場合、請負人は、その材料又は指図が不相当であることを知りながら注文者に告げなかったときを除き、契約不適合を理由とする責任を負わない。
- 4 請負人が注文者に対して報酬請求をした場合に、仕事の目的物に種類、品質に関する契約不適合があるときには、注文者は、損害賠償請求権を行使して、報酬の支払を拒むことができる。
- 5 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、原則として、その不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。

正解

1

## [労務提供型契約 その他] 請 負

### 1 誤 り

民法634条柱書は、「次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。」と規定し、同条1号は「注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。」を掲げている。

### 2 正しい

民法641条は、「請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。」と規定している。

### 3 正しい

民法636条は、「請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。」と規定している。

#### 4 正しい

民法633条本文は、「報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。」と規定している。そして、仕事の目的物に種類、品質に関する契約不適合があるときには、注文者は、損害賠償の請求をすることができる（同法559条、564条、415条）、同法533条本文は、「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。」と規定している（同時履行の抗弁権）。そのため、仕事の目的物に種類、品質に関する契約不適合がある場合、注文者は、損害賠償請求権を行使して、報酬の支払を拒むことができる。

#### 5 正しい

民法637条1項は、「前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。」と規定している。

以上により、誤っているものは肢1であり、正解は1となる。